

第1回知立市総合計画審議会 次第

日 時 令和5年8月24日(木) 午前10時～正午

場 所 中央公民館 中会議室

1. 市長あいさつ
2. 自己紹介(委員・事務局)
3. 会長及び副会長選出
4. 諮問
5. 策定方針及び策定方法について
6. その他

総合計画とは

1. 知立市まちづくり基本条例に基づき策定される計画

総合計画は、平成23年の地方自治法改正により法に基づく策定義務はなくなりましたが、本市では、まちづくりの基本理念を明らかにするとともに、協働によるまちづくりを推進することを目的に、「知立市まちづくり基本条例」を策定し、同条例第13条に総合計画を策定することを規定しています。

2. 市政運営における最上位に位置付けられる計画

本市が策定する全ての計画の最上位に位置付けられるもので、中長期的なまちづくりの目標や理想のまちの姿(将来像)を描き、その実現に向けて、本市が取り組むまちづくりの方向性を示します。

知立市まちづくり基本条例

第13条 市は、議会の議決を経て、この条例の理念に基づいた基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)を策定し、又は変更するものとします。

第6次知立市総合計画

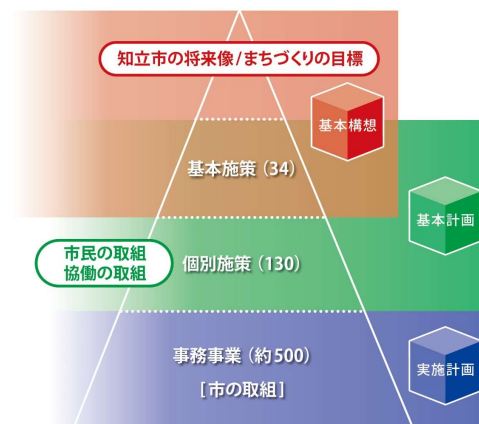
○計画期間 平成27年(2015年)度～令和6年(2024年)度

○将来像

『輝くまち みんなの知立』～安らぎ・にぎわう 住みよさを誇れるまち～

○まちづくりの基本的な方針

- 1 知立駅周辺の整備効果の本市全体への波及
- 2 子どもや子育て世帯の暮らしやすさの向上
- 3 自助・共助・公助が息づく協働のまちづくり



計画策定方針

1. 計画のコンパクト化

- 現行計画と同様に、「3層構造（基本構想・基本計画・実施計画）」を維持します。
- 基本計画については、個別計画との重複を避け、戦略的に取り組む政策・施策の基本方針に絞ることで、内容のコンパクト化を図ります。

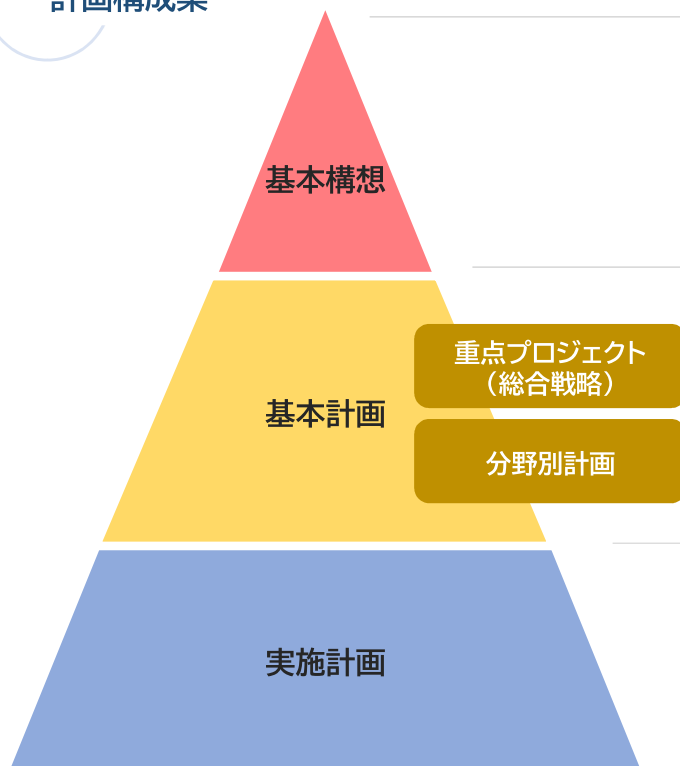
2. 地方版総合戦略との一体化

- 戦略性をもち、その考え方を共通認識できる計画とするため、地方版総合戦略と一体化して策定します。
- 現時点での計画構成は以下の構成案を想定していますが、本市にとって効率的・効果的な計画となるよう、構成を検討しながら策定します。

3. 市民・職員の参画

- 市民アンケート調査やワークショップ、パブリックコメントを市民参画の一連の流れとして意識し、実施します。
- 各課職員に向けて、計画の策定趣旨や考え方、進捗状況を共有するとともに、中長期的な視点を反映した施策立案等を目的とした勉強会を実施します。

計画構成案



計画期間 10年

- 将来像や基本理念等を通じて、知立市のまちづくりにおいて何を大切にしていくかを示します。
- バックキャストの考え方を取り入れ、まちづくりの基本的な方針を検討します。

計画期間 10年

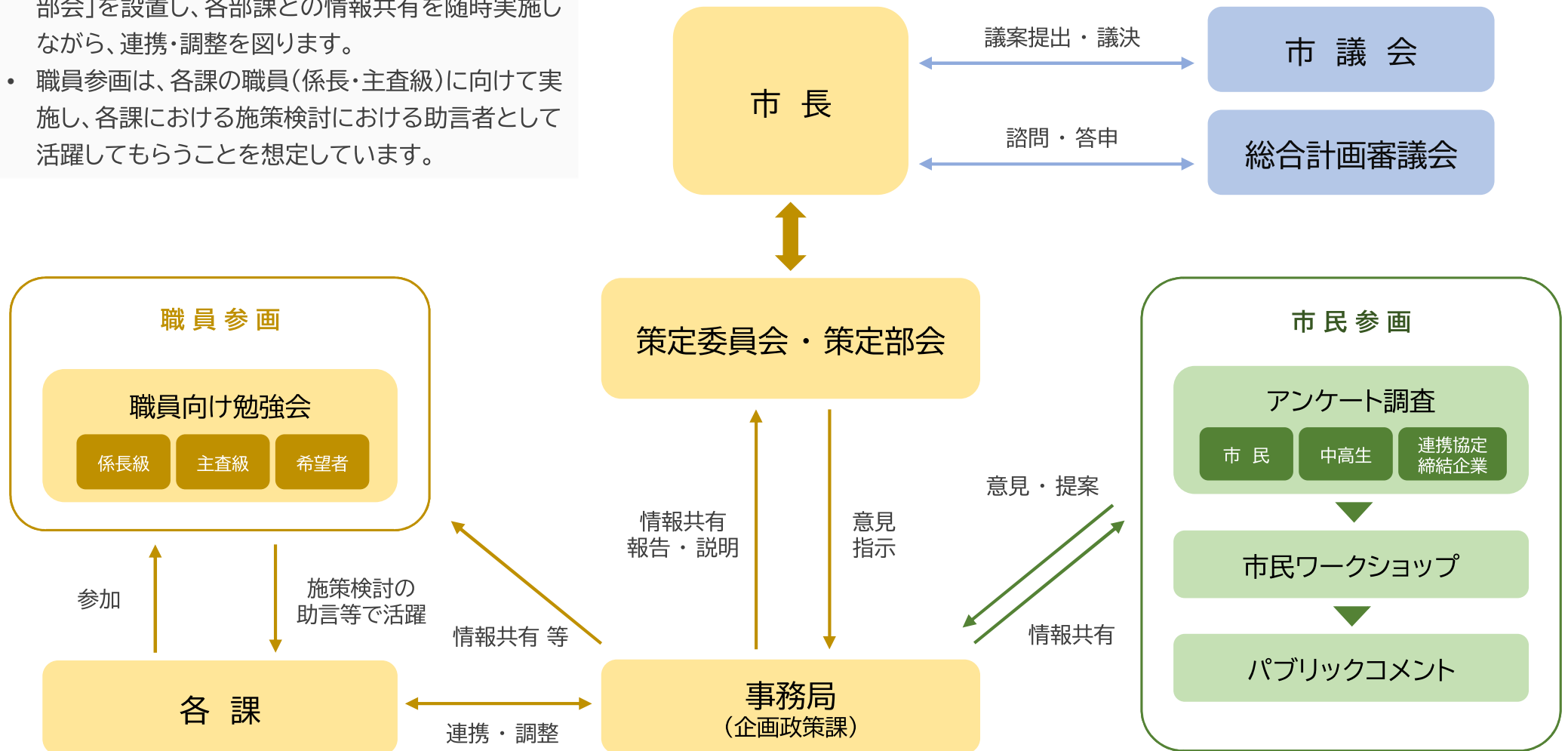
- 重点プロジェクトは、将来像を実現するために必要な取組をパッケージ化して示します。KPIを設定し、地方版総合戦略として位置づけます。
- 分野別計画は、個別施策の中長期的な取組の方向性、市民との協働・共創のイメージを示します。個別施策は指標を設定せず、個別計画に委ねていきます。

計画期間 3年

- 基本計画に関連する具体的な取組について、財政と連動させながら具体的に示します。
- 毎年度、見直しを行います（ローリング方式）。

策定体制

- ・ 市民参画は、アンケート調査・市民ワークショップ・パブリックコメントを一連の流れとして意識し、幅広い世代を対象に実施します。
- ・ 市役所内部の策定体制として、「策定委員会」「策定部会」を設置し、各部課との情報共有を随時実施しながら、連携・調整を図ります。
- ・ 職員参画は、各課の職員(係長・主査級)に向けて実施し、各課における施策検討における助言者として活躍してもらうことを想定しています。



今後の開催について

令和5年度 開催予定

	開 催 日	時 間	会 場
第2回	令和5年12月13日(水)	午前10時～正午	市役所 3階 第2・3会議室
第3回	令和6年3月7日(木)	午前10時～正午	中央公民館 中会議室

- ・ 各回の開催前に、通知文でご案内をします。
- ・ 今後の審議会は、現地でのご出席又はリモート(Zoom)でのご出席をお選びいただけます。

● 令和6年度の開催について

全5回程度(令和6年5～8月、11月)を予定させていただきます。

詳細な日程は、改めてご案内します。